

日高市多世代家族 同居近居促進事業補助金

市内に住む親の世帯と「同居」又は「近居[※]」をするため、市内で新たに住宅を取得し、転入するかたへ補助金を交付します。

※「近居」とは、市内で別々の住居に居住すること



補助額

・新築住宅 50万円

・中古住宅 30万円

+

15歳未満の
子どもと同居
20万円

+

区画整理地区
に建築した住宅
20万円

+

市内建築業者
が建築した住宅
10万円

さらに新築住宅は…

最大100万円 [中古住宅の場合は
最大50万円]

日高市多世代家族 同居近居促進事業補助金の概要



対象要件

子の世帯

※対象世帯
(補助対象者)

- ・世帯主又はその配偶者の子と同居していること。
- ・世帯主又はその配偶者が出産予定であり、出生後に同居を予定していること。
- ・世帯全員が本市への転入前に継続して1年以上市外に居住しており、取得しようとする市内の住宅に直接転入すること。

親の世帯

子の世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの親であって、継続して5年以上本市に居住していること。

その他 (共通事項)

- ・継続して5年以上同居又は近居をする見込みがあること。
- ・市税の滞納がないこと。 など

住 宅

- ・工事請負契約又は売買契約の契約締結日が平成28年9月1日以降であり、補助対象者が市内で初めて取得する住宅であること。
- ・過去にこの補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。 など

申請方法

申請書に必要書類を添えて、担当課まで持参又は郵送により提出してください。
また、ご不明な点は担当課までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

日高市役所 都市整備部 都市計画課 住宅政策担当

〒350-1292日高市大字南平沢1020番地

電話：042-989-2111

日高市多世代

検索

必要書類(添付書類)

交付申請時

- ◆日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- ◆対象世帯の全員が継続して1年以上市外に居住している事実が確認できる戸籍の附票の写し、その他の書類
- ◆母子健康手帳の写し(対象世帯が出産予定であり、出生後に同居を予定している場合)
- ◆対象世帯の親の住民票の写し、その他の書類
- ◆対象世帯と親の世帯の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本、その他の書類
- ◆住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ◆住宅の位置図、配置図及び平面図
- ◆その他、市長が必要と認める書類

実績報告時

- ◆対象世帯の親及び対象世帯の世帯全員の同居後又は近居後の住民票の写し
- ◆住宅取得に係る登記事項証明書(全部)の写し
- ◆その他、市長が必要と認める書類